

安城市こども計画（案）パブリックコメント意見募集結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和6年12月16日（月）～令和7年1月14日（火）
- (2) 周知の方法 広報あんじょう（12月号）、市公式ウェブサイト、及び市LINE公式アカウント
- (3) 閲覧場所 子育て支援課、各子育て支援センター、子ども発達支援センターあんステップ♪、保健センター、教育センター、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、青少年の家、各地区公民館、東祥アリーナ安城（安城市体育館）、安城市歴史博物館、市民交流センター、図書情報館（アンフォーレ本館内）、社会福祉会館、各福祉センター（作野、桜井、中部を除く）
- (4) 意見を提出できる方 ①市内に在住・在勤・在学している ②市内に事業所などを有する ③市内で活動している ①～③いずれかに該当する方
- (5) 意見提出方法 住所・氏名とご意見を記入し、持参か郵送、FAX、電子メールで子育て支援課まで提出 ※あいち電子申請・届出システムでも募集

2 意見募集の結果概要

- (1) 提出人数 4名
- (2) 意見件数 86件
- (3) 提出方法 持参43件 電子メール38件 あいち電子申請・届出システム5件
- (4) 結果の公表 広報あんじょう（3月号）、市公式ウェブサイト、子育て支援課、各子育て支援センター、子ども発達支援センターあんステップ♪、保健センター、教育センター、へきしんギャラクシープラザ（文化センター）、青少年の家、各地区公民館、東祥アリーナ安城（安城市体育館）、安城市歴史博物館、市民交流センター、図書情報館（アンフォーレ本館内）、社会福祉会館、各福祉センター（作野、桜井、中部を除く）

3 提出された意見及び市の考え方について

【意見区分】

- A：ご意見を受けて加筆・修正したもの（7件）
- B：ご意見の考え方が現行案に含まれていたもの（3件）
- C：現行案とおりのもの（19件）
- D：案に関連する質問など（57件）

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
1		子育てに熱量を注ぎ、子育てしやすい街づくりのために、小牧市のこども未来館や豊橋市のこども未来館ココニコのような室内大型子育て支援施設の設置を提言します。 現在安城市内にある子育て支援施設はどれも手狭かつ個人の特性に合わせてのびのび遊ぶには物足りない印象があります。大型施設を設置する事で子どもたちののびのび遊べて、のびのび育つと考えます。室内施設であれば雨天時も安心して遊びに来ることができ、雨天時に外出できないという悩みを解決できます。 また、大きな施設でのびのび遊ぶ子どもたちを見ることで、親も息詰まり感が減ります。実際に子どもたちを連れて小牧市のこども未来館に遊びに行った時、そのように感じました。 安城駅に近ければアクセスしやすく市街からの流入や近くの商店街の活性化にもつながります。安城市の良さ、子育てのしやすさを知ってもらうことで子育て世帯の誘致にもつながります。 以上、ご一考のほどよろしくお願いいたします。	本市では、市内のどこに住まわれていても身近な場所で子育て支援施設を利用できるよう、現在「児童センター」を9か所に、「子育て支援センター」を5か所に、「つどいの広場」をアンフォーレをはじめ4か所にと、各地域に分散して子育て支援施設を設置しています。確かに小牧市や豊橋市のような室内大型子育て支援施設は大変魅力的で、インパクトも大きいと思います。貴重なご意見として今後のこども施策の参考とさせていただきます。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
2	P25 悩みや不安について	若者へのアンケートには「性のこと」があるが、小中学生へは無い。特に思春期の中学生には、悩みや不安の選択肢として必要であると考えが、なぜ加えなかったのか？	小中学生へのアンケートでも「性のこと」について選択肢として設けていましたが、計画への反映に漏れがありました。	「悩んでいることや不安なこと」の小中学生へのアンケート結果のグラフに「性のこと」を追加いたします。	A
3	P44 施策1 情報提供・啓発活動の推進	具体的取組では、「01 こどもの権利に関する理解促進云々」「02 人権啓発活動の推進」と2項目あげられているが、これからの子どもたちに対し包括的性教育を学ぶ権利を保障するべきで、より良い人間関係の構築や豊かな人生を歩む支援のためにも「03 包括的性教育の推進」の追加を求める。	本市では、「人を大切にする安城教育」をスローガンとして掲げた上で、包括的性教育が求めている理念「よりよい人間関係を築くことを重視した教育」を学校における活動全体を通して進めております。今後も、「人を大切にする安城教育」「生命（いのち）の安全教育」の推進に努めてまいります。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
4	P57 下から2行目	「21 不登校児童生徒への支援の強化」では、適応指導教室を設置するとしているが、自宅での不登校児童生徒の学びを保障するため、オンライン授業を受けることのできる環境を整備する必要があるのでは？	オンライン授業の実施方法につきましては、今後も検討続けてまいります。	—	D
5	P70 44子育て世帯への経済的支援の充実	P29のこども・若者のために市に必要なと思うことの結果では、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」を選択する子どもたちが最多であった。しかし、P66からの子育て教育にかかる支援に記載された支援メニューは、子どもたちの要望にできていない。「こどもの意見が聞いてもらえている」と感じてもらうために、要望に応えるべきでは？（例：塾や習い事への支援、奨学金支給要件の緩和等）	こども等の意見を踏まえ、奨学金の支給等の取組を計画に記載しております。（具体的取組44 子育て世帯への経済的支援の充実に記載の関連事業等⑫～⑭）今後、取組の周知を含め積極的に支援できるよう努めてまいります。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
6	1 頁 第1章計画の基本事項 1 策定に主旨	「安城市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「安城市子ども・子育て支援事業計画」令和2年3月に「第2期安城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援に関する様々な事業を推進してきました。「安城市こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念に基づき、本市のすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。」との記載がありますが、「安城市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期安城市子ども・子育て支援事業計画」は安城市のホームページで公開されているのでしょうか、公開されていれば参照先を回答していただきたい。公開されていなければ、安城市ホームページでの公開を希望します。	「安城市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期安城市子ども・子育て支援事業計画」は、安城市のホームページで公開しています。 参照先： ホーム > 市政情報 > 計画・プラン > 安城市こども計画（安城市子ども・子育て支援事業計画） URL： https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/kosodate/kodomokosodatekeikaku.html	—	D
7	1 頁 第1章 2 計画の位置づけ	「本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として位置付けます。また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画としても位置付けます。なお、本計画は上位計画である安城市総合計画やその他の関連計画と整合を図り策定します。」との記載がありますが、第9次安城市総合計画実施計画（令和7年度～9年度）は既に発行済ですので、この3年間は実施計画の内容が優先的に実施されるということでしょうか回答していただきたい。	本計画は第9次安城市総合計画と整合を図って策定しているため、第9次安城市総合計画に基づき3年間の取組を定める実施計画とも整合がとれていると考えています。 実施計画は、総合計画で定める重点戦略及び分野別計画に関連する事業などを掲載した3か年の計画であり、追加や修正を行いながら毎年度策定しています。 本計画に位置付ける取組を含め、今後実施する事業につきましては、毎年度策定する実施計画や予算編成において社会情勢を踏まえながら判断を行うため、必ずしも令和7～9年度実施計画書に記載された内容が優先的に実施されるとは限りません。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
8	1 頁 第 1 章 3 計画の期間	「本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要に応じて見直しを行うものとします。」との記載がありますが、第 9 次安城市総合計画は令和 13 年度までの計画期間になっていますが、本計画を総合計画とは異なる計画期間としている理由を回答していただきたい。	本計画は、既存の第 2 期安城市子ども・子育て支援事業計画の改定の時期に合わせたため、開始が令和 7 年度となっています。また、子ども・子育て支援法において、市町村子ども・子育て支援事業計画は 5 年を 1 期とする計画を定めるものとされているため、計画期間は 5 年間となります。	—	D
9	2 頁 第 1 章 4 計画の対象	「本計画は、子ども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。また、「子ども基本法」において「「子ども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても若者の対象年齢については概ね 39 歳までとしますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。」との記載があります。対象範囲が大変に広範囲に広がっており、関連部署間での連携が従来に増して重要であると思われますが、従来とは異なる連携の仕組みをお考えであれば回答していただきたい。	第 9 次安城市総合計画において、子どもを核としたまちづくりに向けた取組を庁内全部署で進めています。また、既存の連携の仕組みを活用しつつ、関連部署間の狭間の問題に対処する新たな連携の仕組みとして、重層的支援体制整備事業（具体的取組 6 2）を活用してまいります。	—	D
10	4 頁 第 1 章 5 計画の策定体制	「「子ども基本法」では、国・地方公共団体において、子ども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となる子ども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のような子ども・若者等からの意見聴取機会を設けることとしました。また、計画の内容については庁内の組織である策定作業部会及び策定幹事会において協議し、「安城市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。」との記載があります。策定の段階（P）では子ども・若者へのアンケートを実施され、当事者の声を聴いて計画に反映されていることと思いますが、DCA の段階での「子ども・若者の声」をどのように収集し、反映させていこうとされているのか回答いただきたい。「安城市子ども・子育て会議」等の大人の会議体のみでは吸収しきれないのではと思います。	子ども施策に関する事業を進めていく際には、ワークショップやアンケート等により積極的にこどもの意見を聴取するよう努めるとともに、本計画の進捗状況についても、市民アンケート等にて定期的に確認してまいります。また、いただいたご意見を反映させ、必要に応じて事業の改善措置を行います。	—	D
11	6 頁 第 1 章 6 前提となる法・大綱の概要 (1) 子ども基本法の概要 目的	「目的 日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。」との記載があります。こども基本法に「児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり」と「児童の権利に関する条約」の名称が明確に記載されたことは画期的なことであると思いますが、本条約の存在が安城市議会議員の皆様をはじめとして、安城市職員の皆様、安城市民の皆様、安城市の子ども・若者の皆様に周知されていないのではと思われます。周知に関する市の取組の見解を回答していただきたい。	4 4 頁の第 4 章施策 1 の具体的取組にある「01 こどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進」、「02 人権啓発活動の推進」の中で周知してまいります。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
12	7頁 第1章 6 (1) こども大 綱の概要 こども大綱が目 指す「こどもまんな か社会」 9頁 第1章 7 総合計画におけ る方向性	「こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。」との記載がありますが、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」という発想と共に、第9次安城市総合計画の目指す都市像「ともに育み、未来をつくる 幸せ共創都市 安城」が、発行されたばかりとはいえ、まだまだ、安城市議会議員の皆様をはじめとして、安城市職員の皆様、安城市民の皆様、安城市のこども・若者の皆様に周知されていないのではと思われます。周知に関する市の取組の見解を回答していただきたい。	こどもが集まるイベント等での計画関連のチラシ配布、アンフォーレでの特集コーナー設置、広報あんじょうでの特集掲載 ・市ウェブサイトへの掲載などの方法により、「こどもまんなか社会」及び第9次安城市総合計画の目指す都市像「ともに育み、未来をつくる 幸せ共創都市 安城」の周知に取り組みます。	—	D
13	10頁 第2章安 城市内のこども・ 若者を取り巻く現 状 1 統計からみる現 状 (1) 人口の状況	「本市の総人口は近年、18万人～19万人台で推移しており、令和2年をピークに減少傾向にあります。年齢別でみると、15歳未満の年少人口は平成27年が、15～64歳の生産年齢人口は令和2年がそれぞれ最も多くなっており、65歳以上の老年人口は継続して増加し、令和3年以降は4万人を超えています。また、年齢区分ごとの割合をみると、年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しており、少子高齢化の傾向が続いています。」との記載がありますが、計画最終年度迄「年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加し、少子高齢化の傾向が続く」との想定でしょうか回答していただきたい。	第9次安城市総合計画における人口推計から、少子高齢化の傾向が続くと想定されます。	—	D
14	10頁 第2章安 城市内のこども・ 若者を取り巻く現 状 1 統計からみる現 状 (1) 人口の状況	「本市の人口構成を男女別・年齢別にみると、男女ともに50～54歳のいわゆる団塊ジュニア世代の人口が全年齢区分の中で最も多くなっています。団塊ジュニア世代のこども世代にあたる部分にふくみはみられず、他の年齢区分と比較して15歳未満の人口が少なくなっています。出産可能年齢の女性人口も減っていることから、さらなる少子化が危惧されます。」との記載がありますが、計画最終年度迄「さらなる少子化が進む」との想定でしょうか回答していただきたい。	第5章子ども・子育て支援事業計画において、令和2年～令和6年（各年4月1日時点）の5か年分の性別・1歳階級別人口（住民基本台帳人口）を元にしたコーホート変化率法による人口推計を行っています。それによると、さらなる少子化が進むと想定されます。	—	D
15	11頁 第2章安 城市内のこども・ 若者を取り巻く現 状 1 統計からみる現 状 (1) 人口の状況	「本市の外国人人口は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で外国人の新規入国の停止があったことから、令和3年には若干の減少がみられましたが、それ以降は再び増加傾向にあり、令和6年では8,000人を超え、人口の4.4%を占めています。外国人児童人口も同様の傾向にあり、近年では増加傾向にあります。」との記載がありますが、外国人児童人口の傾向は計画最終年度迄この傾向が続くとの想定でしょうか回答していただきたいです。	国において労働者としての外国人の受入れ拡大が進む中、製造業など産業が盛んな本市において、外国人市民は今後ますます増加することが見込まれることから、それに伴い外国人児童の増加傾向が続くと想定されます。	—	D
16	12頁 第2章 1 (2) 出生等の状 況	「本市の自然動態をみると、出生は平成26年までは2,000人～1,900人台で推移していましたが、平成27年以降継続して減少しており、令和4年では1,411人と過去最少となっています。死亡は増加傾向となっており、令和3年以降は死亡が出生を上回り、自然減となっています」との記載がありますが、計画最終年度迄この傾向が続くとの想定でしょうか回答していただきたいです。	少子高齢化により、生まれてくる子どもの数は次第に減少すると同時に、人口に占める高齢者の割合が増えてきたことから死亡数も右肩上がりの傾向です。このことから、自然減の傾向が続くと想定されます。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
17	12頁 第2章1 (2) 出生等の状況	「合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に子どもを生むとしたときのこどもの数に相当する）の推移をみると、本市は全国平均及び愛知県平均を上回って推移しています。平成30年～令和4年の値では1.58となり、全国及び愛知県と同様に平成25年～平成29年の値より低下しています。」との記載がありますが、計画最終年度迄この傾向が続くとの想定でしょうか回答していただきたいです。	本計画では本市の合計特殊出生率について将来の推計を行っていないため判断しかねます。	—	D
18	13頁 第2章1 (3) 世帯等の状況	「本市の一般世帯数における構成割合をみると令和2年では「核家族世帯」が58.6%と最も高くなっています。経年で見ると、年々「単独世帯」の割合が高くなっており、3世代世帯を含む「その他の世帯」の割合が減少しています。背景には高齢者を含む一人暮らし世帯の増加や未婚者の増加があると考えられます。」との記載がありますが、計画最終年度迄この傾向が続くとの想定でしょうか回答していただきたいです。	本計画では本市の一般世帯数における構成割合について将来の推計を行っていないため判断しかねます。	—	D
19	13頁 第2章1 (3) 世帯等の状況	「児童扶養手当（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当）の受給資格者数の推移は、ひとり親世帯の減少に伴い減少傾向にあります。」との記載がありますが、計画最終年度迄この傾向が続くとの想定でしょうか回答していただきたいです。	本計画では本市の児童扶養手当の受給資格者の推移について将来の推計を行っていないため判断しかねます。	—	D
20	14頁 第2章1 (4) 30歳未満の人口の状況	「本市の若年層の人口の推移をみると、特に0～4歳の年齢区分で大きく減少しており、出生数の減少が影響していることがうかがえます。令和2年と令和6年を比較して、0～4歳では17.9%の減少となっています。」との記載がありますが、計画最終年度迄この傾向が続くとの想定でしょうか回答していただきたいです。	第5章子ども・子育て支援事業計画において、令和2年～令和6年（各年4月1日時点）の5か年分の性別・1歳階級別人口（住民基本台帳人口）を元にしたコーホート変化率法による人口推計を行っています。それによると、出生数が減少が影響して0～4歳の年齢区分の減少が続くと想定されます。	—	D
21	15頁 第2章1 (4) 30歳未満の人口の状況	「本市の保育所入所児童数の推移をみると、令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年でやや減少しています。年齢区分別で見ると、0～2歳では継続して増加しています。また、幼稚園の児童数の推移をみると、継続して減少しており、令和2年以降1,000人台となっています。幼稚園の認定こども園化等が進んだことが影響しています。児童クラブの登録児童数の推移をみると、継続して増加しており、特に公立の児童クラブで増加しています。これらのことから、共働き家庭の増加や核家族化に伴い、保育ニーズが増加していることがうかがえます。」との記載がありますが、計画最終年度迄この傾向が続くとの想定でしょうか回答していただきたいです。	0～2歳の保育所・認定こども園への入園見込み数及び児童クラブの利用見込み数は増加傾向が続くと想定されます。	—	D
22	16頁 第2章1 (5) 支援が必要な子ども・若者の状況	「不登校児童・生徒割合はいずれも継続して増加しており、特に中学校生徒では令和3年以降増加率が大きくなっています。全国的にも不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活環境が変化したことや、それに伴い学校生活での交友関係が築きにくくなったことなどが背景にあると言われてしています。」との記載がありますが、計画最終年度迄この傾向が続くとの想定でしょうか回答していただきたいです。	新型コロナウイルス感染症が5類となり、学校現場でもコロナ禍前の日常生活が戻りました。また、不登校児童生徒の支援を教員とともにスクールソーシャルワーカーが行うことで、より多くの児童生徒や家庭に寄り添うことができています。その結果、令和5年度に関しては前年度より不登校児童生徒の割合は減少しております。今後の予想は立てづらいですが、子どもたちに寄り添った支援を今後も継続してまいります。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見区分
23	4 1 頁 第 3 章 4 数値目標 No. 1 こどもまんなか社会の実現に向かっていていると考える人の割合	「項目：こどもまんなか社会の実現に向かっていていると考える人の割合 目標（％） 70」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。国こども大綱に準じたということでしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
24	4 1 頁生活 第 3 章 4 No. 2 生活に満足していることの割合	「項目：生活に満足していることの割合 目標（％） 70」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。国こども大綱に準じたということでしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
25	4 1 頁 第 3 章 4 No. 3 今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	「項目：今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合（自己肯定感の高さ） 目標（％） 75」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	現状で小中学生については国の目標値を超えていることから国の目標値である70%を超える目標値を設定しています。	—	D
26	4 1 頁 第 3 章 4 No. 4 社会的スキルを身につけているこどもの割合	「項目：社会的スキルを身につけているこどもの割合 目標（％） 80」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。国こども大綱に準じたということでしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
27	4 1 頁 第 3 章 4 No. 5 自分には自分らしさというものがあると思うこども・若者の割合	「項目：自分には自分らしさというものがあると思うこども・若者の割合 目標（％） 90」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。国こども大綱に準じたということでしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
28	4 1 頁 第 3 章 4 No. 6 どこかに助けしてくれる人がいるとするこども・若者の割合	「項目：どこかに助けしてくれる人がいるとするこども・若者の割合 目標（％） 97」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。国こども大綱に準じたということでしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
29	4 1 頁 第 3 章 4 No. 7 今までに社会生活や日常生活を円滑に送れたとするこども・若者の割合	「項目：今までに社会生活や日常生活を円滑に送れたとするこども・若者の割合 目標（％） 70」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。国こども大綱に準じたということでしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
30	4 1 頁 第 3 章 4 No. 8 こども政策 に関して意見を聞 いてもらっている と考えるこども・ 若者の割合	「項目：こども政策に関して意見を聞いてもらっていると考え るこども・若者の割合 目標（%） 72」との記載がありますが、目 標設定の根拠を回答していただきたい。	現時点で小中学生については国の目標値を超えていること から国の目標値である70%を超える目標値を設定して います。	—	D
31	4 1 頁 第 3 章 4 No. 9 自分の将来 について明るい希 望を持っているこ ども・若者の割合	「項目：自分の将来について明るい希望を持っているこども・若 者の割合 目標（%） 80」との記載がありますが、目標設定の根 拠を回答していただきたい。国こども大綱に準じたということ ででしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
32	4 1 頁 第 3 章 4 No. 10 日本の将来 は明るいと考え るこども・若者の 割合	「項目：日本の将来は明るいと考えるこども・若者の割合 目標 （%） 55」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答して いただきたい。国こども大綱に準じたということでしょうか回答 していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
33	4 1 頁 第 3 章 4 No. 11 結婚、妊娠、 こども・子育てに 温かい社会の実現 に向かっていて と考える人の割合	「項目：結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっ ていると考える人の割合 目標（%） 70」との記載がありますが、 目標設定の根拠を回答していただきたい。国こども大綱に準じ たということでしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
34	4 1 頁 第 3 章 4 No. 12 こどもの世 話や看病について 頼れる人がいる と答えた人の割合	「項目：こどもの世話や看病について頼れる人がいると答えた人の 割合 目標（%） 90」との記載がありますが、目標設定の根拠 を回答していただきたい。国こども大綱に準じたということ でしょうか回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D
35	4 5 頁 第 4 章 基本目標 1 数値目標 項目：こどもま んなか社会の実 現に向かってい ると考える若者の 割合	「項目：こどもまんなか社会の実現に向かってい ると考える若者の割合 目標（R11） 70%」の記載 がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
36	5 1 頁 第 4 章 基本目標 2 数値目標 項目：健康であると 感じている人の割合	「項目：健康であると感じている人の割合 目標（R11） 86%」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	第9次安城市総合計画の目標に準じています。 総合計画では令和5年値83.1%に対して令和13年目標値87%を掲げています。令和4年度愛知県生活習慣関連調査の報告書より 健康状態が「よい」、「まあよい」、「ふつう」と答えた人の割合は86%でした。本市ではまず県の現状に並び、さらに向上させるため年0.5%増加とし87%を目標としています。令和11年時点での値を本計画の目標値としています。	—	D
37	5 1 頁 第 4 章 基本目標 2 数値目標 項目：地域における こどもの運動機会を 提供する団体等の数	「項目：地域におけるこどもの運動機会を提供する団体等の数 目標（R11） 増加」との記載がありますが、107団体以上ということでしょうか、具体的な数値目標がない理由を回答していただきたい。	ニーズに応じた多様な活動の団体の創出が必要なことから、現状の106団体から増やしていくことを目標としているものの具体的な数値目標は掲げていません。	—	D
38	5 9 頁 第 4 章 基本目標 3 数値目標 項目：学校内外の機 関等で相談・指導等 を受けていない不登 校児童生徒の割合	「項目学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合（全国を100とした場合の指数）： 目標（R11） 100以下」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	安城市学校教育プラン2028の目標に準じています。	—	D
39	5 9 頁 第 4 章 基本目標 3 数値目標 項目：犯罪発生件数	「項目：犯罪発生件数 目標（R11） 880件」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	第9次安城市総合計画の目標に準じています。 総合計画では令和4年値1,043件に対して令和13年目標値850件を掲げています。コロナ禍により、人の動きが無かったことから、過去最少の数値となった件数を目標値として設定しており、令和11年時点での値を本計画の目標値としています。	—	D
40	6 5 頁 第 4 章 基本目標 4 数値目標 項目：コミュニ ティ・スクールを 導入している学校の 割合	「項目：コミュニティ・スクールを導入している学校の割合 目標（R11） 5校以上」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	第9次安城市総合計画実施計画において、令和9年度までに5校での設置を目標としていることから、5校以上の設置を本計画の目標としています。	—	D
41	6 5 頁 第 4 章 基本目標 4 数値目標 基本目 標 4 項目：自分の将来 について明るい希 望を持っている若 者の割合	「項目：自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合 目標（R11） 80%」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	こども大綱の目標に準じています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
42	7 4 頁 第 4 章 基本目標 5 数値目標 項目：子育て環境 に対する満足度	「項目：子育て環境に対する満足度 目標（R11） 55.5%」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	第9次安城市総合計画の目標に準じています。総合計画では令和5年値49.5に対して令和13年目標値57.5を掲げています。過去の満足度調査の実績より毎年1%上昇を目指しており、令和11年時点での値を本計画の目標値としています。	—	D
43	8 1 頁 第 4 章 基本目標 6 数値目標 項目：子育て環境 に対する満足度	「項目：子育て環境に対する満足度 目標（R11） 55.5%」との記載がありますが、目標設定の根拠を回答していただきたい。	第9次安城市総合計画の目標に準じています。総合計画では令和5年値49.5に対して令和13年目標値57.5を掲げています。過去の満足度調査の実績より毎年1%上昇を目指しており、令和11年時点での値を本計画の目標値としています。	—	D
44	9 5 頁 第 6 章 計画の推進 体制 1 連携による推進	「本計画で掲げた基本理念や目指す社会の実現のためには、こども・若者の意見を反映させながら、行政はもとより、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。そのため、本市では、担当部局間の相互の連携・調整を行うとともに、地域における関係者・事業者との協力を図りながら、総合的に施策を推進します。」との記載がありますが、具体的にどのような仕組みで連携を図るのでしょうか具体的に図解して計画に記載していただきたい。記載できない場合はその理由を回答していただきたい。また、どこかを参照すればその仕組みが記載されているのであれば参照先を回答していただきたい。	行政、家庭、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、事業者等の連携については、連携に関する様々な取組や関連事業を第4章にて記載しています。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
45	9 5 頁 第 6 章 1 (1) 計画推進に あたってのこども・若者の意見の 反映	「計画書の配布や広報、市ウェブサイト等での公表を通じ、本計画を広く市民に周知します。また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたってこども・若者の意見が反映されやすい環境を整備します。」との記載がありますが、具体的に、①どのような仕組みで市民に周知を図り、②どのような仕組みでどのようなサイクルで結果を公表し、③こども・若者の意見をどのような仕組みで反映するのでしょうか、具体的に図解して計画に記載していただきたい。記載できない場合はその理由を回答していただきたい。また、どこかを参照すればその仕組みが記載されているのであれば参照先を回答していただきたい。	計画の周知については、イベント等での計画書の配布や広報での特集、市ウェブサイトでの公表を通じて行います。公表については、基本的に市ウェブサイトにて行いますので、本計画の推進状況や目標の達成状況についても同様です。これらは、第6章の「1 連携による推進」(1)の記載内容で十分であると考えます。こども・若者の意見の反映については、「基本目標 1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成」の「施策 2 こども・若者の意見反映」に記載しています。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
46	9 5 頁 第 6 章 1 (2) 市民及び関係団体等との連携	「本計画を推進していくため、こども・若者の支援に関わる事業者をはじめ、学校、企業、こども・若者を含む市民等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進します。」との記載がありますが、①どのような仕組みで広く連携を図り、②どのような仕組みで意見を取り入れるのでしょうか、具体的に図解して計画に記載していただきたい。記載できない場合はその理由を回答していただきたい。また、どこかを参照すればその仕組みが記載されているのであれば参照先を回答していただきたい。	市民及び関係団体等との連携については、第4章の具体的取組及び関連事業等の中で示しています。例えば、「基本目標 6 困難を抱えるこども・若者等への支援」の「施策 4 こどもの貧困対策」の「具体的取組 5 9 教育格差解消に向けた連携」では、関係機関やスクールソーシャルワーカーとの連携について記載しています。連携を図ることにより、多くの関係者の意見を取り入れていきます。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
47	9 5 頁 第 6 章 1 (3) 愛知県や近 隣市町との連携	「支援が必要なこども・若者に関する施策など、広域的な対応が望ましいものについて、愛知県や近隣市町との連携を強化します。また、特定子ども・子育て支援施設等*の確認や指導監督等については、愛知県に対し、施設等の運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、是正指導等の協力を要請する等により適切な取組を進めていきます。」との記載がありますが、どのような仕組みで愛知県や近隣市町との連携をするのでしょうか、具体的に図解して計画に記載していただきたい。記載できない場合はその理由を回答していただきたい。また、どこかを参照すればその仕組みが記載されているのであれば参照先を回答していただきたい。	愛知県や近隣市町との連携については、第4章の具体的取組や関連事業等の中で示しています。 例えば、「基本目標6 困難を抱えるこども・若者等への支援」の「施策1 虐待の防止、早期発見」の「具体的取組5 1 連携による虐待予防や早期発見」では、こども家庭センターを中心とした児童相談センターなどの関係機関との連携について記載しています。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
48	9 6 頁 第 6 章 2 計画の進捗管理	「本計画に位置づけた施策を総合的に推進するために、PDCAサイクル（計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法）に基づき、施策ごとの関係各課の取組状況について、毎年度確認するとともに本計画の審議機関である安城市子ども・子育て会議において評価等を行い、事業をより良いものにしていきます。本計画では、毎年度又は隔年度確認する基本目標毎の指標と、計画見直しの際に確認する指標（数値目標：41ページ参照）を設定します。これら指標の達成状況や具体的取組の実施状況を定期的に確認していくことで、その結果を取組の改善に活かします。」と記載があります。PDCAサイクルは図解で理解できますが、このPDCAサイクルをどのような組織体で連携して回すのでしょうか図解していただきたい。また、どのように指標の達成状況や具体的取組の実施状況を定期的に市民に公開されるのでしょうか、図解に記載していただきたい。記載できない場合はその理由を回答していただきたい。	PDCAサイクルをどのような組織体で連携して回すかについては、第6章の「2 計画の進捗管理」の本文中に記載しています。公表については、基本的に市ウェブサイトにて行いますので、指標の達成状況や具体的取組の実施状況についても同様です。これらは、第6章の「2 計画の進捗管理」の記載内容で十分であると考えます。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
49	P3 計画の対象	本計画で「こども・若者」の表記があることから、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるものの、分類できると捉えてよいのか。	お見込みのとおりです。	—	D
50	P3 計画の対象	「こども」と「若者」が分類でき、それが対象法令や文脈によって統一されるものではないのならば、計画内文章に表記されている「こども」「若者」は、その場に応じてどのような対象かを適切かつ正確に記載すべきではないか。	本計画では、市民がわかりやすく取組を理解してもらえるよう、また、各施策が対象とする年齢範囲もさまざまであるため、一つ一つ対象年齢を表記することはせず、基本的に「こども」「若者」「こども・若者」で分類して表記しています。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
51	P45 数値目標	「こどもまんなか社会の実現に向かっていくと考える若者の割合」とあるが、「若者」ではなく「人」にすべきと考える。P41国の「こども大綱」において位置づけられている数値目標と同一にした方がよい。また、「若者」と表記するのであれば、その「若者」の定義と、なぜ若者限定にして「こども」や「大人」を排除するのか理由を示してください。	P41の数値目標については、こども大綱に準じた目標としています。こども大綱における数値目標ではP42のとおり16歳から49歳までが対象とされているため、計画策定時のアンケートでは対象年齢を近づけるため就学前児童保護者、小学生保護者及び若者の区分で調査しました。一方、P45の数値目標は、2年に一度行う18歳以上を対象とした市民アンケートで達成度を確認しますが、このアンケートは、年齢ごとの集計は可能ですが、就学前児童保護者や小学生児童保護者に分けての集計ができないため、若者に限定して目標の達成状況を確認することにしました。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
52	P48 06 性や妊娠に関する正しい知識の定着と相談支援	学校教育課の保健体育等が関連事業に含まれないのはなぜですか。	性に関する指導については、各校が指導要領に基づいて教育活動全体を通して行っております。また、性や妊娠に関する内容は専門的な分野となりますので、健康推進課が関連事業を担っています。	—	D
53	P50 11 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり	臨床心理士が、子育て当事者等の悩みや心配事等に対して相談支援を行います。(①) 臨床心理士・公認心理師による相談を実施し、家族のことで悩む相談者の心の負担軽減を図るとともに、必要に応じて関連する専門機関へとつなぎます。(②) とありますが、①に公認心理師がいないのはなぜですか。	臨床心理士だけでなく、公認心理師も相談に応じています。	具体的取組内容の「臨床心理士」を「臨床心理士・公認心理師」に修正いたします。 関連事業等の「①臨床心理士による個別相談」を「①臨床心理士等による個別相談」に修正いたします。	A
54	P50 11 悩みや不安を抱える若者等への支援やこころの健康づくり	生きづらさを抱える若者やその保護者への相談対応を行います。対面や電話、メール、SNS*の活用により相談しやすい環境を整備するとともに、市内高校等にパンフレットを配布し、支援が必要な子ども・若者に相談窓口の情報が届くよう周知を図ります。(③) とありますが、「子ども・若者」と書いていないということは、生きづらさを抱える子どもは対象外ということですか。若者は相談対象だが子どもはそうではないと区別している理由を教えてください。 後段に「支援が必要な子ども・若者に相談窓口の情報が届くよう周知を図ります。」とありますが、対象外であるにも関わらず、子どもに対して相談窓口の情報を周知する理由を教えてください。	年齢に関係なく受けた上で、適切な機関につなげるため、子ども・若者という表現が正しいです。	「生きづらさを抱える若者」を「生きづらさを抱える子ども・若者」に修正いたします。	A
55	P51 数値目標	「健康であると感じている人の割合」「地域における子どもの運動機会を提供する団体等の数」の2つを、「基本目標2 子ども・若者等の心身の健康づくり」の数値目標として掲げています。 (1) こころの健康についての数値目標を、別枠で掲げてください。 通常「健康」というと、からだの健康を思い浮かべます。「健康であると感じている人の割合」を「こころもからだも健康である」と解釈するのであれば、この設問のアンケートが、アンケート対象者に対して「こころの健康も対象にしている」という工夫があると思います。それを教えてください。	施策の成果を測る指標としましては、からだの健康とこころの健康の双方を向上させる必要があることから、このような数値目標としております。 しかしながら、「健康であると思いますか」という、現時点でのアンケートの設問では、からだの健康のみを想定した回答となる可能性がある点をご指摘のとおりと考えますので、今後実施するアンケート調査においては、回答者が「こころもからだも健康である」と認識できるよう、設問の内容について検討してまいります。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
56	P51 数値目標	P83をみると、子どもの人口が減っていきます。 「地域における子どもの運動機会を提供する団体等の数」をR11に増加させる理由を教えてください。 また、増加させたいということは、現状の106団体(R5)は不足しているとみてよいと思います。何がどの程度不足しているのでしょうか。	スポーツ庁等からの提言を受け、休日の部活動等学校での運動機会を段階的に縮小し、その活動の場を広く地域に移行しています。サッカー・卓球等の競技によっては、地域に団体がないことから子どもたちがスポーツに継続して親しむことができるよう団体数の増加に取り組んでいます。	—	D
57	P53-54	13 子ども・若者のための多様な居場所づくり「ふやす」 14 どんな子ども・若者も居場所につながる体制の構築「つなぐ」 15 子ども・若者にとって、より良い居場所づくり「みがく」 「ふやす」「つなぐ」「みがく」がいきなりでてきましたが、何か理由がありますか。 また、 12 こどもの多様な体験機会や遊び場の創出 には何もついていませんが、「つくる」など追加したら統一感は出せると思います。	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、「ふやす」「つなぐ」「みがく」というキーワードを用いています。 この指針に基づいた整理をしているため、「12 こどもの多様な体験機会や遊び場の創出」については、「ふやす」「つなぐ」「みがく」とは別の枠組みと考えます。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
58	P53-54	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」では、4つの基本的な視点として「ふやす」「つなぐ」「みがく」「ふりかえる」が挙げられています。 この視点を参考にして、P53-54の「ふやす」「つなぐ」「みがく」を記載しましたか？ そうであるならば「ふりかえる」を削除した理由を教えてください。 あるいは「ふりかえる」に相当する事業や取組を計画で掲げるべきです。	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、「ふやす」「つなぐ」「みがく」というキーワードを用いています。 「ふりかえる」～居場所づくりを検証する～については、計画全体の進捗確認の中で検証するため、敢えて具体的取組や関連事業等は記載していません。 なお、この指針において、居場所づくりの検証は、効果的な評価指標等として明確に定まっているものではなく、今後の検討課題とあります。国において調査研究が今年度行われており、来年度検討ポイント等が示される予定と把握しています。従って、来年度以降、国の助言等も踏まえ、居場所づくりの検証方法を調査・研究してまいります。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
59	P53-54	令和5年12月22日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」には、こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点に共通する事項として、①こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所②こどもの権利の擁護③官民の連携・協働、を挙げています。 本施策1は、12～15の具体的取組がありますが、上記①～③が不十分な項目がありますので、見直してください。	計画書P38のとおり、計画推進の視点として、こども・若者の意見尊重、こどもの権利保障等を掲げており、この視点に基づき各種施策に取り組むこととしています。また、官民連携・協働についてはP95のとおり、市民及び関係団体等と連携して施策を推進することとしています。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
60	P53 13 こども・若者のための多様な居場所づくり「ふやす」	●公共施設の活用・充実をはじめ、居場所を増やす取組を行います。(①) P57施策3とも重複するかもしれませんが、不登校児童生徒の居場所としても公共施設を活用する取組を行う、あるいは検討すると捉えてよいでしょうか。不登校児童生徒からの適応指導教室等には行きたくないという声をしっかり聞いて、不登校児童生徒の立場に立った政策を望みます。	不登校であるかどうかにかかわらず、こども・若者のための居場所づくりとして、公共施設の活用・充実を図ってまいります。	—	D
61	P53 13 こども・若者のための多様な居場所づくり「ふやす」	●不登校児童生徒の安心できる居場所となるよう、適応指導教室を設置します。また、通室している児童生徒の主体性を重視し、社会的自立を促すことができる支援を行います。(⑨) 適応指導教室について、文部科学省は保護者からの「違和感がある」などという声を踏まえて2019年度に「教育支援センター」に変更し「適応指導教室」の使用をやめ、自治体に対しては「改称が望ましい」と述べているにもかかわらず安城市はなぜ「適応指導教室」という呼び方を使い続けているのでしょうか。	令和8年度に「教育支援センター」への改称に向けて現在進めています。ただし、条例の改正や他機関への周知等に時間がかかっているため、今回は「適応指導教室」のまま記載させていただきます。	—	D
62	P54 15 こども・若者にとって、より良い居場所づくり「みがく」	●こどもに関わる人等の意見を取り入れ、児童遊園を維持管理します。(①) 「こどもに関わる人等」だけでなく、こども・若者の意見も取り入れてください。 本計画およびこども基本法で重要視すべきは「こどもの意見を聞く」ことだと思いますので、こども・若者を「等」に含めたりするのではなく、最重要の「こども・若者」を、こども計画であるからこそ、最初に挙げるべきと考えます。	児童遊園の維持管理については、町内会や子ども会等の地域のこどもに関わる人を通じてこどもの意見を取り入れているため、「こどもに関わる人」を最初に挙げています。なお、児童遊園は、小学校3年生以下を対象としていることから、若者は含まれません。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
63	P54 15 こども・若者にとって、より良い居場所づくり「みがく」	①児童遊園の維持管理【子育て支援課】 ②地区公園・街区公園の整備【公園緑地課】 において、 インクルーシブな公園となるよう、例えば、知的障害のある人から、「18歳以上だけど楽しく公園の遊具を利用したい」「特別支援学校高等部だけど遊具で楽しく遊びたい」などという声・ニーズも聞いたうえで検討し、事業を進めていただきたい。	敷地面積が大きく多くの方が利用する地区公園・街区公園において、地域住民や公園利用者等が参加するワークショップ等でご意見をお聞きしながら、インクルーシブ遊具の整備を検討してまいります。	—	D
64	P54 15 こども・若者にとって、より良い居場所づくり「みがく」	①児童遊園の維持管理【子育て支援課】 ②地区公園・街区公園の整備【公園緑地課】 において、 市内小中学生からの「バスケットボールがしたい」「スケートボードがしたい」という声・ニーズは多くあります。スポーツ課や関係各課も含めて、地区公園、街区公園、児童遊園などを設計していただきたい。	バスケットコートやスケートボードについては、利用時に発生する音などが周囲に大きく影響を及ぼします。地域住民や他の公園利用者と共存が図れる公園等にバスケットコートやスケートボード場の設置を検討してまいります。 児童遊園については、小学校低学年の児童までを対象としていることや敷地面積が狭い遊園が多いことから、基本的にボール遊びは禁止としています。	—	D
65	P55 18 体罰や不適切な保育・指導の根絶	①市内各認定こども園、保育所、小中学校及び児童クラブへの周知【保育課・学校教育課・子育て支援課】 だけでは、体罰根絶の実効性が低いと思われます。 ②こどもの人権に関する研修の実施【子ども発達支援課】 は、市内各認定こども園、保育所、小中学校及び児童クラブへ行いますか。体罰や不適切な保育・指導を根絶させるための研修ですか。	①については、各機関での周知を図ることで、実効性はある程度あると考えています。 ②については、療育を行う上で不適切な保育などを行わないよう、子ども発達支援課職員を対象とした研修です。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
66	P55 18 体罰や不適切な保育・指導の根絶	体罰や不適切な保育・指導は現在年間どのくらいありますか。また、過去5年間（R1～R5）の推移は。 それを根絶（=0）にすると掲げているわけですから、P59数値目標に追加してください。	令和元年度～5年度の5年間において体罰や不適切な保育・指導はありませんでしたが、今後も体罰や不適切な指導の根絶に向けた指導を継続してまいりますので、数値目標とすることは考えておりません。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
67	P56 19 様々なこども・若者への相談支援体制の整備	●各種相談事業を実施するとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*と各学校との情報共有により、相談支援体制を強化します。（①） スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは市内で何人いますか。 その人数で、21小学校、8中学校、16288人を到底カバーできないと思います。「相談支援体制の整備」として、SC、SSWの増員を挙げべきではないでしょうか。	現在、市内にスクールカウンセラー8人、スクールソーシャルワーカー7人を配置しています。相談支援体制を強化する取組として、スクールソーシャルワーカーについては、今年度1名増員し、来年度も増員の方向で進んでいます。最終的には社会福祉士の資格をもつスクールソーシャルワーカーを8中学校区に一人ずつ配置する予定です。スクールカウンセラーに関しては、県の採用ですが、時間数の増加を要求しています。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
68	P57 施策3 学校におけるいじめや不登校に対する取組の推進	20 いじめ対策の強化、21 不登校児童生徒への支援の強化 は、学校と言う閉じられた空間だから起こるものと捉え、P54等に記載の「コミュニティ・スクール推進事業」を加えてはいかがですか。	コミュニティ・スクールは、地域と学校が話し合いの中でこどもたちに何ができるのかを考え、行動していく仕組みです。そのため、いじめ対応や不登校支援がコミュニティ・スクールの役割であると明言することはできないと考えます。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
69	P57 施策 3 学校におけるいじめや不登校に対する取組の推進	21 不登校児童生徒への支援の強化 ●不登校児童生徒の安心できる居場所となるよう、適応指導教室を設置します。また、通室している児童生徒の主体性を重視し、社会的自立を促すことができる支援を行います。(②) 適応指導教室や別室登校・保健室登校など、学校教育課や教育委員会が提供している居場所が安心できない不登校児童生徒がいます。そのような子ども・若者に対して、フリースクールや居場所を提供する団体・事業者がいます。このような取組に対する支援をするべきです。	本市では、不登校児童生徒への支援として、3か所で展開しているふれあい学級やスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問支援などの支援体制の充実に取り組んでいます。 また、「基本目標 3 子ども・若者が安全に暮らせる環境づくり」の「具体的取組 13 子ども・若者のための多様な居場所づくり「ふやす」」のとおり、各種団体への支援を行っています。	—	D
70	P58 22 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備	●こどもの生命・尊厳・安全を脅かす各種の犯罪被害や交通事故等の未然防止に向け、各種啓発活動を推進するとともに防犯・交通安全情報を提供します。(①、②) ●こどもの事故（誤飲、溺水、窒息、転落、熱傷等）の防止に向けた情報提供や啓発を行います。また、こどもの事故予防をテーマとした健康教育を実施し、知識の普及を進めます。(③、④) ●学校を通じて生徒にデートＤＶ*に関するリーフレット等を配布し、若い世代に知識の普及を進めるとともに未然防止を図ります。(⑦) 「子ども」→「子ども・若者」 「生徒」→「児童生徒」とすべきです。	各種の犯罪被害や交通事故等の未然防止に向けた啓発活動や情報提供については、若者も対象です。 こどもの事故（誤飲、溺水、窒息、転落、熱傷等）の防止に向けた情報提供や啓発、健康教育については、こどもに特化したもので、若者は含まれません。 デートＤＶの未然防止に関する啓発については、内容の理解に適した年齢に向けた取組としていることから、中学生以上の生徒を対象としています。	「こどもの生命・尊厳・安全」の「子ども」を「子ども・若者」に修正いたします。 「こどもの事故（誤飲、溺水、窒息、転落、熱傷等）」については、従前のままとさせていただきます。 「生徒」については、従前のままとさせていただきます。	A
71	P59 23 子ども・若者の非行防止と自立支援	●更生保護団体や民間協力者と協力し、犯罪のない安全・安心な地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施します。また、非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。(③、④) 非行・犯罪に及んだ子ども・若者とその家族への支援はもちろん、近隣住民や企業・団体・学校等社会の側も更生保護に資する雰囲気作り・社会づくりが重要であるため、社会側へ「非行・犯罪に及んだ子ども・若者・その家族を包摂すること」を啓発する事業が必要だと考えます。(②は非行防止・健全育成のため、これが含まれていない)	社会を明るくする運動の実施の中に、ご提案の内容が含まれていると考えます。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
72	P60現状や課題	●子ども・若者の健やかな成長には、想像力や他者を理解し思いやる心、やり抜く力や自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などの育成が重要です。そのためには学校はもちろん、地域、家庭等と連携・連携しながら、子ども・若者を支え、育んでいく環境づくりが求められます。 「連携・連携」→「連携」では？	「連携」が正しいです。	「連携」に修正いたします。	A

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
73	P60現状や課題	●令和5年度に実施した若者へのアンケート調査によれば、自分の将来に明るい『希望がない』が3割以上、日本の将来が『暗い』と感じる割合が6割以上となっています。こども・若者が将来に明るく希望が持てる社会づくりに向け、安城市でこどもを育てたいと感じてもらえるような支援施策が求められます。 「こども・若者が将来に明るく希望が持てる社会づくり」→言い回しに違和感を覚えます。P65の目標では「自分の将来について明るい希望を持っている若者」と表現されています。「明るく希望」を「明るい希望」に直してください。	「明るい希望」が正しいです。	「明るい希望」に修正いたします。	A
74	P65 数値目標	コミュニティ・スクール*を導入している学校の割合がR11で5校以上となっていますが、総合計画ではR13で100%(全29校?)です。R5年度の0校以降、各年度何校導入見込みか示してください。 また、現状から推測してR11にこれくらいの目標なら達成できそうだが、という判断基準ではなく、コミュニティ・スクールによる質の高い教育システム（地域全体でこどもを育む社会づくり）が、いかに早く、そして広く、市内で提供できるかどうか、を判断基準として、チャレンジングな目標設定にしてください。	令和7年度2校、令和8年度3校の小中学校がモデル校として設置します。令和9年度以降はモデル校の活動を踏まえつつ、各校、地域の状況を踏まえて設置できる学校から始めていきます。そのため、無理な目標設定をするのではなく、しっかりとした準備をしてから始めることが大切であると考えております。なお、総合計画の設置割合100%は、中学校区に設置された割合ですので、小中29校全てというわけではありません。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C
75	P68 39 特別な配慮を必要とするこどもを含めた支援	●障害のあるこどもが日常生活に必要な事柄や社会性を身につけられるよう個別的・集団的療育支援を行います。 療育支援→療育では？ 「療育支援」とするなら、P20、P47、P70、P78についても同様とすべきです。	療育支援は療育と同義で表記していました。	「個別的・集団的療育」に修正いたします。	A
76	P69 41 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減	保育士・保育教諭職だけでなく、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、公認心理師、臨床心理士等、こどもを育む専門職の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減が必要です。 教職員は県の管轄だとかは関係なく、こどもの最善の利益を優先して計画策定するわけですから、必要性や取組を記載すべきです。例えば、市単独で人材確保ができなくても、県に強く要望することも取組の一つです。	教員の定数は国が定めているため、増員は容易ではありません。スクールカウンセラーは県に対して時間数増を要求しています。スクールソーシャルワーカーについては増員することで、一人のスクールソーシャルワーカーが抱える業務の負担軽減に向け検討を進めているところです。心理士については、勤務時間数の増加により情報の整理や収集にける時間を確保することや賃上げを実現しています。	—	D
77	P74 数値目標	こども家庭庁の「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」に、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されている」と思う人の割合 27.2%（2023年）（出典：こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」）があります。 39 特別な配慮を必要とするこどもを含めた支援の成果指標として、上記ならびに安城市のR11目標を掲げ、P74およびP81に掲載すべきです。	本市の現状値を把握していないことから、数値目標の設定は困難です。 いただいたご意見は第2期こども計画策定時の参考とさせていただきます。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	C

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
78	P76 施策 1 虐待の防止、早期発見	51 連携による虐待予防や早期発見 関連事業等に学校教育課や子ども発達支援課、障害福祉課、生涯学習課、などがありません。こども虐待に気づくのは、まず現場でこども・若者に接する大人です。関係各課が対応する取組が必要です。	具体的取組にある「児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関の情報共有と連携のさらなる強化に努めます。」の関係機関には、学校教育課や子ども発達支援課等の関係各課も含まれます。	左記の市の考えに基づき、計画の内容は従前のままとさせていただきます。	B
79	P76 施策 1 虐待の防止、早期発見	51 連携による虐待予防や早期発見 早期発見のためにはアウトリーチが必要です。アウトリーチする取組を行うべきです。	こども家庭センターにおいては、悩みを抱える乳幼児家庭や未就園児のいる家庭などを訪問し、困りごとの把握や就園勧奨、必要に応じて関係機関へ繋ぐなど、虐待予防や早期発見のアウトリーチとしての取組を行っています。	—	D
80	P77 施策 2 ヤングケアラー*支援	52 連携による早期発見 早期発見のためにはアウトリーチが必要です。アウトリーチする取組を行うべきです。	早期発見のアウトリーチとしての取組として、学校、医療、介護などヤングケアラーを発見する可能性がある関係機関の職員等に対して研修会を実施しているほか、令和7年度から定期的な実態調査（アンケート）が行えるよう準備を進めています。引き続き、こども家庭センターを中心として、学校や関係機関などと連携し、早期発見に努めてまいります。	—	D
81	P78 56 医療的ケア児*、アレルギーを持つこども等への支援及び体制の強化	医療的ケア児を受け入れる児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの増加・拡充や、医療的ケア児のいるご家庭への支援が必要です。	児童発達支援事業所等の増加等については、福祉関係者が集まる会議で医療的ケア児の受け入れの呼びかけを行っています。 また、医療的ケア児のいるご家庭への支援については自立支援協議会の下部組織であるいけあグループで話し合いをしています。昨年度からは医療的ケア児の保護者が集まる交流会を開催しています。今後も支援の充実に向けて協議を進めていきます。	—	D
82	P79 57 保育所等におけるインクルーシブ*保育体制の充実、58 学校におけるインクルーシブ*教育システムの実現	保育所等及び学校等と、障害福祉事業所等とのさらなる連携強化が必要です。 保育所等訪問支援だけでなく、相談支援事業所、児童発達支援、放課後等デイサービスなどで作成している個別支援計画等と、学校等で作成している個別的教育支援計画等をすり合わせ、福祉業界の支援者と教育業界の教職員が共に方向性を合わせてこども・若者をサポートすることが必要ですが、今はそうなっていません。縦割り行政の被害者は当事者・当事者家族です。市が責任をもって連携を強力に推進する必要があります。	保育所及び学校と事業所等がお互いの場でのこどもの様子と支援の仕方について情報共有を行ったり、行き来をしたりして連携をしています。今後もこどもを中心とした関係機関と連携して方向性を合わせた支援に努めてまいります。	—	D
83	P80 59 教育格差解消に向けた連携	●こどもの貧困問題を含めた情報共有や関係機関との連携強化を図ります。（①） ①青少年健全育成事業（若者支援地域協議会） 【生涯学習課】 とのことですが、市内小中学校の各学校区青少年健全育成協議会等で具体的に学校から報告があるのはいじめや不登校の数、犯罪・非行等で、こどもの貧困問題については協議されていないのが実態です。 こどもの貧困問題を含めた情報共有を青少年健全育成事業の中でどのように行い、貧困問題に資する取組につなげていくのか、具体策を提示してください。	各構成機関が、貧困問題を含む困難事例を受けた際に、情報連携や協力体制の構築がスムーズにできるよう、若者支援地域協議会の実務者会議等を定期的に開催し、顔の見える関係性を構築することで連携強化を図っています。	—	D

番号	計画案の該当箇所	ご意見の概要	市の考え方	計画への反映	意見 区分
84	P80 61 就学援助、修学支援による教育費負担の軽減	●奨学金の支給や私立高等学校等に通学する生徒の保護者へ授業料の補助を行います。(②、③、④) とありますが、②安城市奨学金の支給【総務課】は、成績要件が厳しく、少しでも基準を下回ると継続申請を却下するなど、経済的に支援を受けるにはこどもの学力が高くないとてはならないというハードルを設けています。改善を強く要望します。	奨学生の認定については、市内高等学校長や市PTA連絡協議会会長等で構成された安城市奨学生審査委員会により成績要件等を審議していますが、奨学金である以上一定の成績要件は必要と考えております。 なお、「成績要件が厳しく、少しでも基準を下回ると継続申請を却下する」というご意見をいただいておりますが、成績要件を満たしていない場合でも、審査委員会での協議により認定されるケースもございます。	—	D
85	P80 61 就学援助、修学支援による教育費負担の軽減	●貧困連鎖の防止を図るため、生活困窮世帯の中学生を対象に学習の場を提供し、高校に進学できるように支援します。(⑥) 小学生が対象になっていないのはなぜですか。	貧困の連鎖を防止するための取組の一つに、生活困窮世帯のこどもの高校進学を支援することは、その後の就業機会の確保の点からも貧困の連鎖を防止するための取組の一つと考えています。中学校への進学は、小学校同様義務教育であるため、対象としていません。	—	D
86	P95 (1) 計画推進にあたってのこども・若者の意見の反映	計画書の配布や広報、市ウェブサイト等での公表を通じ、本計画を広く市民に周知します。また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたってこども・若者の意見が反映されやすい環境を整備します。 とあります。 (1)本計画案をパブリックコメントとして、こどもの意見を募集するにあたり、どのような工夫をしましたか。 (2)本計画案の本編および概要版を見ましたが、ふりがなをふっていませんし、大人が理解できる文章で記載されており、こどもへの理解を促進する発信になっていないと思います。 本計画案のパブコメにおいて、こども・若者の意見を反映することに資する取組を教えてください。	(1)市内の高校及び専修学校にパブリックコメントの周知依頼を行いました。 (2)現在こども向け概要版の作成を行っています。そこらは分かりやすい文章で作成し、ふりがなも振っています。 子育て支援センターや児童センター、アンフォーレ等のこども・若者が集まる場所にて計画案の閲覧を行いました。	—	D